

令和3年度 奈良県高齢者虐待防止研修 募集要項

1 目的

高齢者虐待防止法第20条において養介護施設等の責務として規定される、「養介護施設の設置者又は養介護事業者がその従事者等に対して実施する研修」の企画・運営を支援することを目的として実施します。

2 実施主体

奈良県（委託先：奈良県社会福祉士会）

3 日時及び場所

- 令和4年1月12日（水）午後1時30分～午後4時40分
奈良県社会福祉総合センター5階 研修室BC（奈良県橿原市大久保町320番11）
- 令和4年2月1日（火）午後1時30分～午後4時40分
奈良県社会福祉総合センター5階 研修室BC（奈良県橿原市大久保町320番11）

※両日とも午後1時15分頃より受付開始します。

※同内容の研修を2回実施します。どちらか一方にお申込みください。

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

4 受講対象者及び定員

- 受講対象者：養介護施設等における管理職、リーダー級職員など
（当該研修は、受講後に自施設で伝達研修を行っていただくことが目的ですので、指導的立場にある方を優先して申し込んでください。）
- 定員：両日とも各60名

5 受講決定

- 受講の決定通知は事業所に郵送します。12月27日を過ぎても届かないときは1月4日以降電話で連絡してください。（土日祝日を除く、10時～15時30分）
- 定員を超える申込があった場合、養介護施設等のうち下記の対象施設を優先します。また、その他事業所内の受講者の有無や事業所内優先順位を勘案のうえ決定します。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院

6 申込方法

HPより受講申込書をダウンロードし、12月22日（水）までに**奈良県社会福祉士会**あて **FAX**により申し込んでください。

7 新型コロナウイルス感染症に係る留意事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後の感染状況等によっては、研修を延期または中止する場合があります。
- ② 研修当日、発熱、風邪症状、倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合は研修の参加をお控えください。
※受付時に症状を確認し、上記に該当する方は研修を受講できない場合があります。
- ③ 研修当日は以下のとおり、感染対策を実施するためご協力をお願いいたします。
 - ・体調管理チェックシート（別紙）にて体調不良の有無を確認させていただきます。
研修当日の朝、入室前にご提出をお願いします。（自宅にて検温を行ってください。）
 - ・会場内ではマスクを着用してください。
 - ・手洗い、アルコール消毒液による手指消毒を行ってください。
 - ・休憩時間や昼食時、マスクを外した状態での会話はお控えください。

【担当】 奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課 生きがづくり推進係 玉置
TEL : 0742-27-8041

【研修内容、申込に関する問い合わせ先】

〒634-0061 橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター5階
一般社団法人奈良県社会福祉士会 担当：大野
TEL(0744)48-0722 FAX(0744)48-0723
※土日祝日を除く、10時～15時30分